

● 今月の経営チェックポイント

- 給与所得の年末調整の月です。
原則として、本年最後の給与もしくは賞与の支払をするときに計算します。
- 賞与を支払った場合は、「健康保険・厚生年金保険 賞与支払届」の提出が必要です。
支給日より5日以内に、年金事務所から送付された届出書を提出してください。
- 固定資産税及び都市計画税の第3期分の納付期限は、京都市は平成27年12月28日(月)、
大阪市は平成27年12月25日(金)迄です。
- 12月、1月決算法人及び個人事業主の方は、賞与等決算対策の準備をして下さい。
- 今月の祝日は23日(水)天皇誕生日です。
- 官公庁の御用納め日
税務署、区役所、年金事務所等役所の御用納めは、12月28日(月)です。
- 当事務所は12月30日(土)～1月3日(日)迄お休みさせていただきます。

【注意】扶養控除等申告書内のマイナンバー記入欄にはマイナンバーを記載しないでください！

● 着眼点

シンギュラリティーについて

税理士 田中彰

お客様に声をかけていただき、11月29日の日曜日に「実践人」京都研修会に参加させていただきました。この会は各界の著名な先生のお話を直に聞くことができる有意義な場です。その中で今回私にとって特に興味深かったのは宇宙物理学者の神戸大学名誉教授の松田卓也先生のお話でした。先生の著書に「2045年問題 コンピューターが人間を超える日」があります。2045年にスパコンを主としたコンピューターの能力が人類の全知能を超えると予測され、これまでの世界とは全く異なる不連続な世界が予想されているそうです。このような特異点のことをシンギュラリティーといいます。私はこの言葉をその時初めて知ったし、今も内容を良く理解出来ていません。それなのに興味を引かれたのは、次のようなことです。

- ① 産業革命により欧米各国は現在の強国また先進国の地位を築いたが、日本は明治維新のお蔭でギリギリ産業革命に乗りかかり現在の国際的地位を築くことが出来た。これに乗り遅れた中国などは一旦後進国に配したこと
- ② 日本は1980年代の「ジャパン・アズ・ナンバー1」と言われた時代から一転、生産年齢人口(15歳以上65歳未満)比率が急速に減少していることが影響し、このままでは世界最貧国への道まっしぐらの状況にあること
- ③ 現在の日本は、中国にGDPで抜かれ、一人当たりGDPではシンガポールなどに後れを取っている(世界27位)。スパコンの世界においても中国や米国に後れを取っているが、それでも理化学研究所の「京」は4位につけていること
- ④ シンギュラリティーにおいて日本が国際的にリード出来るか否かで、産業革命がそうであったように今後の日本の地位が決まる。PEZY Computing 斎藤元章さんがハードは作ると言っている。後はソフトを作る若き天才たちの出現が待たれること

松田先生は、多くの方がまずシンギュラリティーについて知ることを希望されています。そして先生は、日本には2045年より前にシンギュラリティーを起こす可能性・能力があるとお考えのようです。

●マイナンバー検定

そろそろ京都市でもマイナンバーが到着した！というお声を聞き始めました。各事業所様においてもマイナンバーの講習会などに参加された、もうすでに対策としてサーバーの強化をした、いや、うちはまだ何も・・・と様々な反応を頂いていますが、いよいよ 28 年から運用が開始されます。

先日とあるところで、『マイナンバー検定ってのがあったって？』、と聞かれました。調べてみますと、こちらのことようです。

「マイナンバー実務検定」 <http://www.my-number.or.jp/>

一般知識レベルから実務・指導者レベルまで 3 段階のクラスに分かれています。受験料は、3 級で 6,000 円と若干お高いですが、ご興味のある方、知識レベルの確認のためなど、よろしければお試しください。

(文責 中澤 里美)

●お店紹介

今回は私の友人がオーナーシェフを務めるお店を紹介させていただきます。



「ローストビーフの店 ワタナベ」という名前で、油小路御池を下がったところにあるカウンターとテーブル席が 2 つの小さなお店ですが、様々な新聞、雑誌等でも掲載されております。

メニューはローストビーフがメインのコースのみで、シェフ自ら目の前で焼き上げてくれるローストビーフは絶品でございます。アミューズ、オードブル、メイン、デザート、コーヒーまでついて 5,000 円で大変満足していただけたと思います。

小さなお店ですので、ランチ、ディナーとも予約が必要になっております。記念日やデート等のディナーにも大変おすすめです。是非ご予約をお願いいたします。また、クリスマスのローストビーフ、ローストチキンのテイクアウトもしております。

詳しくは HP をご覧ください。 <http://watanabe-beef.blogspot.jp/>

(文責 竹次 貴)

●年末調整について

12 月になり何かと気忙しくなってきました。12 月と言えば年末調整ですね。

今年の年末調整については、マイナンバーの事が一番気になる事項だと思います。

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）は、平成 27 年 10 月から順次個人番号、法人番号が通知され、平成 28 年 1 月から利用が開始されます。平成 27 年分の年末調整手続きにつきましては、マイナンバーの記載の必要はありません。また、今年の 10 月に所得税の改正が行われ、平成 28 年 1 月以降も給与の支払を受ける方に交付する源泉徴収票等には個人番号の記載不要となりました。税務署や都道府県、市区町村等に提出する源泉徴収票等には個人番号の記載が必要です。

ところで、テレビや新聞等で連日話題になっている「ふるさと納税」による寄付金控除は年末調整では手続きできません。寄付金控除を受ける場合は、確定申告をするか、確定申告をする必要のない給与所得等のみの方につきましては、平成 27 年 4 月から「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されましたので、この制度を利用すれば一定の条件を満たせば確定申告なしで、翌年の住民税から寄付金控除を受けることができます。

(文責 田中 恵子)